

野尻湖、中海及び宍道湖に係る湖沼水質保全計画について

1. 湖沼水質保全特別措置法の概要

湖沼水質保全特別措置法では、環境大臣が特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるとして指定した指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法に基づく 1 1 指定湖沼位置図 参照）について、関係府県が湖沼水質保全計画を策定し、水質保全対策を総合的かつ計画的に進めている。

2. 野尻湖、中海及び宍道湖に係る湖沼水質保全計画の策定

湖沼水質保全特別措置法に基づき、指定湖沼である野尻湖は 3 期15年間、中海及び宍道湖は 4 期20年間にわたり、湖沼水質保全計画を策定し、下水道や浄化槽の整備等の各種の施策を進めてきた。

平成22年3月に野尻湖に係る湖沼水質保全計画(第 4 期・平成21～25年度)、中海及び宍道湖に係る湖沼水質保全計画(第 5 期・平成21～25年度)については、環境大臣の同意を経て、関係県知事が策定を行った。

3. 湖沼水質保全計画の内容

- (1) 湖沼水質保全基本方針(平成18年改訂)に基づき、望ましい湖沼の将来像(25～30年後)を明らかにした長期ビジョンを関係機関や関係者と共有を行っている。
- (2) 下水道・浄化槽の整備等の水質保全事業及び既設の事業場への排水対策等の規制措置を実施するなど、より一層の水質保全対策の推進を行うこととしている。
- (3) 湖沼水質保全特別措置法の25条・26条(平成17年改正時に導入)に基づき、農地や市街地からの流出水に対する対策(面源負荷対策)を重点的、集中的に進める流出水対策地区(野尻湖-2 地区、中海、宍道湖-1地区)に指定し、流出水対策推進計画を策定した。

